

令和7年第10回寄居町農業委員会総会議事録

|         |               |       |         |
|---------|---------------|-------|---------|
| 開催年月日   | 令和7年10月27日(月) |       |         |
| 開催場所    | 寄居町役場 全員協議会室  |       |         |
| 開会時刻宣告者 | 議長            | 坂本 建治 | 午後1時30分 |
| 閉会時刻宣告者 | 議長            | 坂本 建治 | 午後1時58分 |

委員出席状況

| 席次<br>番号 | 氏名    | 出・欠 | 席次<br>番号 | 氏名     | 出・欠 |
|----------|-------|-----|----------|--------|-----|
| 1        | 稲山 久夫 | 出   | 11       | 鳥塚 正実  | 出   |
| 2        | 小和 瀬守 | 出   | 12       | 丸橋 高記  | 出   |
| 3        | 吉田 滋  | 出   |          | 大久保 知明 | 出   |
| 4        | 福島 隆志 | 出   |          | 柴崎 徹   | 出   |
| 5        | 井伊 誠  | 欠   |          | 奈良 和正  | 出   |
| 6        | 坂本 建治 | 出   |          | 齋藤 薫   | 出   |
| 7        | 加藤 憲治 | 出   |          | 吉川 隆   | 出   |
| 8        | 栗原 功  | 出   |          | 保坂 昭   | 出   |
| 9        | 吉田 一行 | 出   |          | 新井 一弘  | 出   |
| 10       | 新井 徹  | 出   |          | 中島 信一  | 出   |

議事参与者

職員

局長 黒瀬秀明  
 次長 菅谷順吾  
 書記 青木智史  
 書記 権田貴大

事務局長  
議長

(起立・礼・着席の発声)

本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。

ただ今から、令和7年第10回寄居町農業委員会総会を開会いたします。

本日、井伊委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

現在の出席委員は、12名中、11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。

事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。

事務局長

令和7年第10回寄居町農業委員会総会、

日程第1、議事録署名委員の選任について。

日程第2、報告第2号から報告第3号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。

日程第3、議案第78号から議案第82号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

日程第4、議案第83号、農用地利用集積等促進計画の案について。

議事日程は、以上となります。

議長

それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。

寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長

それでは、加藤憲治委員と栗原功委員をお願いいたします。

続きまして、日程第2、報告第2号から報告第3号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出についてを議題といたします。

それでは、報告第2号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1ページを御覧ください。

農地法施行規則第29条第1号の規定により届出につきましては、農地を、畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、転用する農地の面積が2アール未満であれば、農地転用の許可ではなく、農業委員会への届出で済むというものです。

それでは、報告第2号につきまして、御報告申し上げます。

別冊の案内図を併せて御覧ください。報告内容については、議案書のとおりとなります。

届出者は、届出農地のみかん農園を所有しており、本届出地には、農業用倉庫及び観光農園用のトイレが設置されております。

これらの施設は、届出者の先代により、すでに設置されているものですが、倉庫には農園の管理に必要な農機具等が保管されていることや、観光農園用のトイレなど、引き続き利用していく必要があることから、設置後となりますが、適切な手続きを行うため、届け出に至ったとのことです。

なお、届出地は、9月24日付けで、農振農用地の用途区分の変更、軽微変更の告示が済んでおります。

説明は、以上です。

議長

報告事項ですので、ご了承願います。

次に、報告第3号について、事務局の説明を求めます。

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>それでは、報告第3号につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。報告内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>届出者は、届出地やその隣接農地を所有し、モミジやカエデなどの生産を行っており、本届出地には、農業用倉庫や井戸が設置されております。</p> <p>これらの施設は、すでに設置されているものですが、倉庫内には農作業に必要な農機具等が保管されていることや、植物の育成過程において、井戸水は欠かせないとのことから、引き続き利用していく必要があり、設置後となりますが、適切な手続きを行うため、届出に至ったとのことです。</p> <p>なお、届出地は、9月24日付けで、農振農用地の用途区分の変更、軽微変更の告示が済んでおります。</p>  |
| 議長   | <p>説明は、以上です。</p> <p>報告事項ですので、ご了承願います。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第78号から議案第82号、農地法第5条第1項の規定による、許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第78号について、事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事務局  | <p>議案書の2ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第78号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。別冊の案内図を併せて御覧ください。</p> <p>申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内に所在し、主に不動産業を営む法人ですが、申請地周辺の環境などから、住宅需要を見込み、候補地を探していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> |
| 議長   | <p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>   |
| 新井委員 | <p>新井委員。</p> <p>10月23日の午後、譲渡人と面談を行い、現地確認をしました。</p> <p>申請地の東となりの農地が、8月総会の議案で審議され、許可相当で意見進達されたところであります。</p> <p>今回の申請地についても、先の議案と同様に、譲渡人が所有しておりますが、全体を購入してもらえない状況にはなかったため、分かれての申請になったとのことです。</p> <p>前回、審議した土地についても、許可が下り、造成工事が進んでおりました。</p> <p>周辺は宅地化しており、申請地は不耕作地として目立っていた状況で、問題ないものと思っておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>   |
| 議長   | <p>他にご意見はございませんか。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 78 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| 議長   | <p>全員賛成ですので、議案第 78 号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>   |
| 事務局  | <p>次に、議案第 79 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 79 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他市の借家に、家族で居住していますが、子も成長し、手狭となったため、自己用の住宅建築を検討していたところ、本議案の申請地を、父から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされておりまして、</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、問題ないものと考えます。</p> <p>なお、申請地については、令和 6 年 9 月 26 日付けで除外となっております。</p> <p>説明は、以上です。</p> |
| 議長   | <p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p> <p>稲山委員。</p>  |
| 稲山委員 | <p>10 月 27 日、奈良推進委員と私で、現地確認を行い、譲渡人と面談を行いました。</p> <p>特に問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>  |
| 議長   | <p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>   |
| 議長   | <p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第 79 号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長   | <p>全員賛成ですので、議案第 79 号は、原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。</p>   |
| 事務局  | <p>次に、議案第 80 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 80 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内に所在し、主に不動産業を営む法人ですが、申請地周辺の環境などから、住宅需要を見込み、候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>   |
| 議長   | <p>この件について、まず、地元の委員はご意見を願います。</p>   |
| 鳥塚委員 | <p>鳥塚委員。</p> <p>令和7年10月25日に、齋藤推進委員と現地調査を行い、譲受人に事情を伺いました。</p> <p>申請地は、農振法では白地で、農地区分は第3種農地であり、周辺は宅地化が進み、分譲住宅等が立ち並んでおりますので、特段の問題はないものと考えます。</p>  |
| 議長   | <p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>   |
| 議長   | <p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第80号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長   | <p>全員賛成ですので、議案第80号は、原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第81号について、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局  | <p>それでは、議案第81号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、他県に所在し、発電事業等を営む法人ですが、事業規模拡大のため、発電設備設置を行う候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p> |
| 議長   | <p>この件について、地元の委員は、ご意見を願います。</p>   |
| 栗原委員 | <p>栗原委員。</p> <p>申請者双方は遠方のため、坂本委員と吉川推進委員と私で、現地調査のみ行いました。</p> <p>地目が畑となっておりますが、耕作されていた様子もなく、大木が覆い茂っていました。</p> <p>周辺農地については休耕しており、太陽光発電設備による農地への影響等、特段の問題はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>  |
| 議長   | <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>  |
| 議長   | <p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第81号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長   | <p>全員賛成ですので、議案第81号は、原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第82号について、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局  | <p>それでは、議案第82号につきまして、御説明申し上げます。</p>   |

別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。  
申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。

申請者、譲受人は、町内に所在し、不動産業等を営む法人ですが、申請地周辺の環境などから、住宅需要を見込み、候補地を探していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。

本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。

また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。

議長 この件について、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。

吉田委員。

吉田委員 去る25日に、井伊委員と保坂推進委員で、現地確認を行いました。

申請地は耕作されていない様子で、周辺は駐車場や住宅が建っているような状況です。

特段の問題はないものと思いますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 他にご意見はございませんか。

新井委員。

新井委員 地形が悪いようですが、建物の配置計画はどのようなものなのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 新井委員の御質問に回答いたします。

1区画の宅地分譲ではございますが、申請地の北側に建物が配置されることが予想されており、南部分にかけては、駐車場等のスペースが計画されているものとなります。

議長 他にご意見はございますか。

(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第82号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第82号は、原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。

続きまして、日程第4、議案第83号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。

それでは、議案第83号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。議案第83号につきまして、御説明申し上げます。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。

今回の計画は、全11筆で合計面積16,962㎡です。

農地は、全て畑となります。右下の内訳のとおりです。

番号1につきましては、利用権設定の終期に伴う更新となります。

そのほかは、新規の設定となります。

説明は、以上です。

議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。  
(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 83 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 83 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。  
以上で全ての議案審議が終了しました。  
委員さんから、何かありますか。  
(委員から、「なし」の声)

議長 事務局から、何かありますか。  
事務局 事務局から 1 点、ご連絡申し上げます。  
事務局 次回の総会ですが、11 月 27 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いしたいと存じます。  
事務局 繰り返し申し上げます。  
事務局 11 月 27 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いしたいと存じます。  
事務局 以上、よろしく願いいたします。

議長 それでは、特に無いようですので、令和 7 年第 10 回総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

事務局 (起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

栗原 功 委員      加藤 憲治 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年10月27日

議 長

坂本建治

委 員

加藤憲治

委 員

栗原功